

## 第929回教育委員会臨時会会議録

1 招集日時 令和2年3月25日(水)午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 伊東教育長, 伊藤委員, 齋藤委員, 千木良委員, 小室委員, 小川委員

4 説明のため出席した者

千葉教育次長, 松本教育次長, 布田参事兼総務課長, 大町教育企画室長, 小幡福利課長, 中村教職員課長, 奥山参事兼義務教育課長, 伊藤参事兼高校教育課長, 目黒特別支援教育課長, 相馬施設整備課長, 駒木スポーツ健康課長, 嘉藤参事兼生涯学習課長, 天野文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第929回宮城県教育委員会臨時会会議録署名委員の指名, 議事日程について

伊東教育長 千木良委員及び小川委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配布資料のとおり。

7 秘密会の決定

5 議事

第1号議案 教育功績者表彰について

第13号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

伊東教育長 5 議事の第1号議案及び第13号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議については秘密会としてよろしいか。  
(委員全員に諮って) この審議については, 秘密会とする。  
秘密会とする案件は, 8の次回教育委員会開催日程の決定後に説明を受けることとしてよろしいか。  
(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

8 教育長報告

(1) 県立高等学校における多様な学びの在り方に関する答申について

(説明者: 千葉教育次長)

「県立高等学校における多様な学びの在り方に関する答申について」御説明申し上げます。資料は, 1ページと別紙である。

資料1ページを御覧願いたい。「1 諮問の理由」と「2 検討経過」は, 資料に記載のとおりである。「第3期県立高校将来構想」では, 「目指す学校づくりの方向性」の一つとして, 学びの多様化への対応を掲げており, その中において, 定時制課程, また学び直し等の様々な学びのニーズに応える「新たなタイプの学校」の設置を検討すると明記している。このことを受けて, 検討の方向性について審議会に諮問したものである。

続いて, 別紙を御覧願いたい。令和2年2月13日に審議会から県教育委員会に対して答申があった。まず, 定時制課程について御説明申し上げます。定時制課程については, 学習環境の充実と学校の体制に大別して記載されている。(1) 学習環境としては, 「単位制や定通併修制度, ICTの活用を通して, 学習や学校生活に困難さを抱える生徒が学習を継続でき, 生徒の興味・関心, 進路希望に対応できる学習環境の充実を図ることが望ましい」, また, 「自分の生活スタイルや学習のペースに合わせた時間帯での学習が可能であることなど, 定時制課程の特長について広く情報発信を行うことが望ましい」としている。(2) 学校の体制としては, 「定時制課程は定員に対する在籍者数の割合が低いこと, 中学校卒業者数が減少傾向であること, 生

徒の実態から、学習時間帯や科目選択の多様性を確保できる多部制へ移行することが妥当である」、 「体制構築に当たっては、地域性や科目選択の機会の確保等にも配慮しながら、定時制課程同士の再編、さらには課程の枠をも越えた学校の再編も行うことで、機能集約による限られた資源の有効活用や体制の充実を図ることができる。なお、この際、後述する新たなタイプの学校への移行も含めて検討することも必要である」としている。

次に、新たなタイプの学校についてであるが、「学校生活や学習に困難さを抱える生徒が、充実した学校生活を送るためには、学習に対する支援をはじめとした学校生活全般に関する支援体制の構築が必要である。その上で、時代や社会の変化、生徒のニーズを踏まえ、以下のコンセプトや取組を行う新たなタイプの学校が必要である」としている。その上で、(1) コンセプトについては、「多様な学びの機会を提供し、高校での学習や学校活動を通じて、社会的自立に必要な能力を持った生徒を育成する」、「個別最適化の視点を重視し、学習者中心の支援を行って、生徒が意欲的、自律的に学べる学校づくりをする」としている。(2) 具現化するための手法については、「個々の状況に応じた支援を受ける機会の提供等により基礎学力の定着を図る」こと、「相談体制を整備する」こと、「様々な体験的な学びを通じて自己効力感の涵養を図る」こと、「学び方の多様化を図る」ことを挙げている。(3) 実施方法及び設置形態については、既存校の転換も含んで新たに対象校を指定することを基本として、モデル校での実施、研究・検証等を経て、県内での展開可能性について、より県全体に効果が及ぶような実施方法を検討することが望ましいとしている。

次に、「3 留意すべき事項」については、(1) として、この体制構築に当たっては、教員の生徒に対する指導の在り方も変化が求められることから、学習者中心の支援を行えるように教員の資質・能力の向上を図ることが不可欠であること、(2) として、「新たなタイプの学校」の取組の一つとして挙げた「社会の形成者としての自覚や、自己効力感及び自己有用感の涵養」については、みやぎの志教育で掲げる「かかわる」、「もとめる」、「はたす」の視点も尊重して取り組むことが必要であることを付帯事項としている。

資料1ページにお戻り願いたい。「4 今後の対応」であるが、本県における高校の在り方を検討する際に、答申で示された考え方も踏まえながら進めていきたいと考えている。特に、「新たなタイプの高校」に関しては、具体的な設置の方向性について検討していきたいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

千木良委員

ある子供から、「自分は生徒数が多い学校には対応できないが、少人数の学校であれば対応が可能なので学ぶことができるので、今説明のあった新たなタイプの学校に進学することを非常に楽しみにしている。」という声を聞いているので、このような思いをもっている子供もいることを皆さんにお伝えする。

## (2) 「宮城県教科用図書選定審議会に係る請願」への対応について

(説明者：松本教育次長)

「宮城県教科用図書選定審議会に係る請願への対応について」御説明申し上げます。資料は2ページから4ページである。

この請願は、宮城県教職員組合等7者から連名で提出されたものであり、令和元年5月10日付けで同団体等から提出された請願に対する本教育委員会からの回答について、再度回答することを求めて提出されたものである。資料3ページ及び4ページの請願項目のとおり、「1 宮城県教科用図書選定審議会において『別冊』の選定資料を作成しないこと。」「2 審議会委員にも前もって全教科書会社の教科書を渡しておき、委員はその教科書を読んだ上で審議会に参加すること。」が求められている。

まず、請願項目1について、御説明申し上げます。項目1の(1)では、中学校社会科の歴史的分野・公民的分野の補助資料は、「教科や分野の取扱いについて差別化することになり、公正さを欠くのではないか。」と問われている。また、(2)では、社会科及び特別の教科道徳の補助資料を作成する理由について問われている。中学校社会科の補助資料は、県議会の請願採択を踏まえ、県教育委員会から採択権者への助言、援助として作成しているものである。地区採択協議会が調査研究するための参考となるように、各教科書の特徴等を一層明確にし、記載内容やその分量を比較対照できる資料として作成している。また、特別の教科道徳

の補助資料については、初めての採択ということから作成してきたが、今後は、他の教科と同様に従来の選定資料のみとし、補助資料は作成しない方向で検討している。次に、項目1の(3)及び(4)では、中学校社会科の補助資料の作成において、調査対象となった項目の選定理由について問われている。調査対象事項の設定に当たっては、県議会請願の内容を参考にしながらも、あくまでも現行の学習指導要領社会科の目標等及び宮城県教育振興基本計画の目標等を踏まえながら設定している。今後においても、新しい学習指導要領の目標等を基に、採択の公正の確保につながる資料となるよう努めていく。

続いて、請願項目2についてであるが、県教育委員会に送付される教科書の見本本の上限は15部であり、4月末日までに届くことになっている。教科用図書選定審議会専門委員会では、その見本本を活用し、5月初旬から中旬にかけて採択選定資料及び補助資料を作成している。また、請願に記載されている見本本の購入はできないことを文部科学省教科書課に確認している。

以上のことから、委員20人全員に教科書の見本本を貸与することは難しい状況であるが、各委員が実際に教科書を手にとり、各自の目で教科書の内容等を確認した上で審議することは非常に重要であると考えているので、審議中以外にも教科書を閲覧できるよう工夫を講じていく。以上の内容で、請願者に対して回答したいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) | 質疑なし

### (3) 令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について

(説明者：松本教育次長)

「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」御説明申し上げます。資料は、5ページから29ページである。

はじめに、資料8ページを御覧願いたい。県教育委員会では、政府からの要請を受けて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、3月2日から3月24日までの間、県内すべての県立学校を臨時休業としていたが、昨日付けで、文部科学事務次官より、資料8ページから11ページまでのとおり教育活動の再開等について通知があり、併せて、資料12ページから23ページのとおり、新年度からの学校再開に当たり、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」が示された。また、資料24ページから29ページまでのとおり、学校再開後に児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合の対応方針として「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」が示された。

次に、資料5ページを御覧願いたい。これらの国からの通知を受けて、県教育委員会では、当初の予定どおり春季休業前の3月24日で臨時休業を終了するとともに、新年度となる令和2年度については、国が示した2つのガイドラインに基づいて対応していく旨の通知を昨日付けで、県立学校長に発出するとともに、市町村教育委員会教育長にも県教育委員会の対応を参考とするよう通知した。また、当該通知には、これまで問い合わせの多かった春季休業期間中の部活動の取扱いとして、練習試合や県外遠征については引き続き自粛をお願いするものの、生徒の健康保持及び運動機会等を確保する観点から、万全の感染症対策を実施した上で自校内に限定して活動を認める旨の内容についても合わせて記載した。

県教育委員会としては、今後、学校の臨時休業及び児童生徒の出席停止の基準や、児童生徒・教職員の健康観察チェックリスト等を速やかに作成し周知するなど、各学校が新型コロナウイルス感染症に対応した円滑な学校運営ができるよう環境づくりに引き続き努めていく。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

伊 東 教 育 長 | 今後も状況の変化が想定されるので、その把握に努め、しっかりと対応していきたい。

## 9 議事

第2号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(説明者：千葉教育次長)

第2号議案について、御説明申し上げます。本議案は、教育委員会の本庁等の組織再編に伴い、宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正しようとするものである。資料は、3ページから7ページであるが、資料7ページの概要説明資料により御説明申し上げます。

はじめに、「1 改正の内容」の「(1) 職の新設に伴う改正」については、学校安全に係る施策の推進及び学校の防災管理体制の整備に関する事務を掌理する「学校安全・防災専門監」をスポーツ健康課に新たに設置することに伴い、関係規定の改正を行おうとするものである。

なお、スポーツ健康課については、当該専門監の設置のほか、現在の「学校安全体育班」を、児童・生徒の体力向上に向けた施策の推進や、部活動の適切な運営について指導助言する「学校体育班」と、防災体制の強化等学校安全に関する施策を推進する「学校安全・防災チーム」に分割・再編し、組織体制を強化することとしている。

次に、「(2) 学校以外の教育機関の事務分掌の変更に伴う改正」については、東日本大震災資料の収集・保存・活用を着実に進めるため、図書館に震災文庫整備班を設置し、東日本大震災資料に関する事務を追加するとともに、現在の図書館運営に合わせて分掌事務の一部を改正しようとするものである。

なお、改正規則は、令和2年4月1日から施行することとしており、その内容は資料5ページから6ページの新旧対照表に記載のとおりである。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

( 質 疑 ) 質疑なし

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

### 第3号議案 宮城県教育委員会統計調査条例施行規則の制定について

(説明者：千葉教育次長)

第3号議案について、御説明申し上げます。資料は、8ページから13ページである。

はじめに、資料10ページを御覧願いたい。「1 制定の理由」であるが、統計調査条例において、県が行う統計調査の実施やその結果の利用等について規定されているが、今議会において当該条例の一部改正が行われた。主な改正点として、県が行う統計調査で収集した調査票情報の提供先について、これまでは国や地方公共団体に限定されていたが、その範囲を拡げ、「規則で定める者」などが追加された。今回の改正により、調査票情報を提供する相手方の具体については、各執行機関の規則で定めることとされたため、教育委員会として、提供対象者等を規定する必要性が生じたことから、新たに教育委員会規則を制定するものである。

「2 制定内容」であるが、「知事の行う県統計調査の例による」として、知事部局の規則に倣うこととし、知事部局の規則では以前から定めていた立入検査従事証明書の様式を規定するとともに、調査票情報の提供先を規定するものである。

なお、この規則は、令和2年4月1日に施行することとしている。

次に、資料11ページのイメージ図を御覧願いたい。具体的には、図の網掛け部分が、今回、新たに調査票情報の提供対象となる者であり、一番右の欄の内容が施行規則に規定されることになる。また、具体的な例として、独立行政法人や国立大学法人等の公的機関が、統計の作成や調査対象者名簿を作成する場合には、調査票情報を提供することができるようになるとともに、公的機関からの委託や、共同での調査研究、公的機関から費用補助を受ける統計の作成等を行う者にも、調査票情報を提供することが可能となる。

なお、資料12ページから13ページに知事部局の規則を添付しているので、後ほど御覧願いたい。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

( 質 疑 ) 質疑なし

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

### 第4号議案 教育財産管理規則の一部改正について

(説明者：千葉教育次長)

第4号議案について、御説明申し上げます。資料は、14ページから25ページである。

はじめに、資料25ページを御覧願いたい。「1 改正理由」であるが、教育財産の目的外使用許可につい

ては、担保の提供等を必要としていないことから、実状に合わせ、関係規定を削除する改正等を行おうとするものである。

次に、「2 改正内容」であるが、教育財産管理規則第12条の使用許可の担保の規定を削除するとともに、教育財産の目的外使用許可及び教育財産の貸付けに係る様式について、所要の改正を行おうとするものである。

なお、改正規則は、令和2年4月1日から施行することとしており、その内容は資料17ページから24ページの新旧対照表に記載のとおりである。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

( 質 疑 ) 質疑なし

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第5号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の一部改正について

(説明者：千葉教育次長)

第5号議案について、御説明申し上げます。資料は、26ページから28ページである。

附属機関の委員の任免については、教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条第1項第10号の規定により、教育委員会の議決により任免することとなっているが、同規則第2条第1項第5号の規定により、「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の補欠の委員の任免を行うことについては、教育長が専決できることとされている。「あらかじめ教育委員会が指定した委員」については、具体的には、『充て職で選任されている委員』、『関係機関・団体からの推薦を受けて選出されている委員』を指定しているところであり、人事異動等により委員に欠員が生じた場合に、円滑かつ効率的に補欠の委員を任命しようとするための措置である。

資料28ページを御覧願いたい。新旧対照表右側の現行欄に記載のとおり、現在、六つの附属機関の委員について指定しているが、同表左側の改正案のとおり、宮城県教科用図書選定審議会及び高等学校入学者選抜審議会の委員について、新たに追加するとともに、就学支援審議会条例の改正により附属機関の名称が変更されたことに伴い、障害児就学指導審議会の名称を就学支援審議会に改正するなど所要の改正を行おうとするものである。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

( 質 疑 ) 質疑なし

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第6号議案 県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正について

#### 第7号議案 市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正について

伊 東 教 育 長 第6号議案 県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正について 及び 第7号議案 市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正については、内容に関連があることから、一括して説明を受けることとし、質疑・採決は各号議案毎に行うこととしてよろしいか。

(全員に諮って) そのように進めることとする。

(説明者：松本教育次長)

第6号議案及び第7号議案について、一括して御説明申し上げます。資料は、29ページから36ページとなる。

資料32ページを御覧願いたい。第6号議案及び第7号議案については、改正理由等が同様となるので、こちらの資料により御説明申し上げます。当該議案については、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の改正に伴い、会計年度任用職員及び臨時的任用職員についても人事評価を実施し、能力及び実績に基づく人事管理を行うこととなったので、当該職員を人事評価の対象とするための所要の改正を行おうとするものである。

なお、改正規則は、令和2年4月1日から施行することとしており、その内容は資料31ページと35ページの新旧対照表に記載のとおりである。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

#### 第6号議案 県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正について

( 質 疑 ) 質疑なし

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第7号議案 市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正について

( 質 疑 ) 質疑なし

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第8号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について

(説明者：松本教育次長)

第8号議案について御説明申し上げます。資料は、37ページから40ページである。

はじめに、資料40ページを御覧願いたい。教育職員免許法では、幼保連携型認定こども園の人材確保等の一環として、一定の勤務経験を有する保育士に対して幼稚園教諭免許状の授与要件を緩和する特例措置が規定されており、当該特例措置の期間は平成27年4月1日から5年を経過する令和元年度末までとされている。今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、教育職員免許法の一部が改正され、その特例措置の期間について、平成27年4月1日から10年を経過する令和6年度末までの間に延長されたため、それに合わせて関係規則の附則の一部を改めるものである。

なお、本改正規則は、教育職員免許法一部改正法が施行される令和2年4月1日から施行することとしており、その内容は資料39ページの新旧対照表に記載のとおりである。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

( 質 疑 ) 質疑なし

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第9号議案 宮城県教育委員会に属する臨時的任用職員の給与に関する規則の制定について

#### 第10号議案 宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部改正について

伊 東 教 育 長 第9号議案 宮城県教育委員会に属する臨時的任用職員の給与に関する規則の制定について 及び 第10号議案 宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部改正については、内容に関連があることから、一括して説明を受けることとし、質疑・採決は各号議案毎に行うこととしてよろしいか。

(全員に諮って) そのように進めることとする。

(説明者：千葉教育次長)

第9号議案及び第10号議案について、一括して御説明申し上げます。資料は、41ページから47ページである。

はじめに、資料43ページを御覧願いたい。第9号議案「宮城県教育委員会に属する臨時的任用職員の給与に関する規則の制定について」は、欠員代替講師や産休代替講師等の臨時的任用職員について、令和2年4月から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、正規職員と同様に、職員の給与に関する条例等の諸規程が適用されることになったことから、職員の給与に関する条例に基づき、臨時的任用職員に支給する給与の特例を定めることを目的として新たに規則を制定するものである。制定の内容としては「昇給」及び「期末手当及び勤勉手当の役職加算」に係る規定を適用除外にするとともに、再任用職員との均衡を図るために給料の号俸について特例を設けるものである。

次に、資料47ページを御覧願いたい。第10号議案「宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部改正について」は、庁務等を行う単純労務職員は、宮城県教育委員会に属する単純労務職

員の給与に関する規則に基づいて給与を支給しているが、臨時的任用により採用した単純労務職員についても、欠員代替講師や産休代替講師等と同様の取り扱いを行うための所要の改正を行おうとするものである。

なお、これらの規則については、令和2年4月1日に施行することとしており、その内容は資料4 2ページの規則文及び資料4 6ページの新旧対照表に記載のとおりである。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

#### 第9号議案 宮城県教育委員会に属する臨時的任用職員の給与に関する規則の制定について

( 質 疑 ) 質疑なし

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第10号議案 宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部改正について

( 質 疑 ) 質疑なし

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第11号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について

(説明者：千葉教育次長)

第11号議案について、御説明申し上げます。資料は、48ページから52ページである。

はじめに、資料52ページを御覧願いたい。改正の内容は、別表(その1)において、「給与条例第22条に規定する職員」の欄を削除するものであり、第9号議案で説明したとおり、臨時的任用職員について給与条例が適用されることとなったことから、当該条項が不要となったため、所要の改正を行うものである。

なお、改正規則は、令和2年4月1日に施行することとしており、その内容は資料51ページの新旧対照表に記載のとおりである。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

( 質 疑 ) 質疑なし

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第12号議案 教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

(説明者：松本教育次長)

第12号議案について、御説明申し上げます。資料は、53ページから56ページである。

はじめに、資料56ページを御覧願いたい。「1 制定理由」であるが、昨年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」、いわゆる給特法が改正され、文部科学省から公立学校の教育職員の業務量の適切な管理等を行うことを目的に、これまで文部科学省が示していた「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を格上げする形となる指針が示された。これに伴い、本県においても、当該指針に基づき、在校等時間の上限時間を定める教育委員会規則として制定することとしたものである。

次に、「2 制定内容」については、資料に記載のとおりであるが、在校等時間について、それぞれ原則となる上限を設け、その範囲となるよう業務量を適切に管理することや、必要な措置を講じていく。また、本県では、昨年3月に策定した「教職員の働き方改革に関する取組方針」により先行して取り組んできたところであるが、今回の規則制定により、教育職員の健康及び福祉の確保に向けて、教育庁内各課室、学校現場が一体となって取り組んでいきたいと考えている。

なお、この規則は、改正給特法の施行に合わせ、令和2年4月1日から施行することとしており、その内容は資料54ページから55ページに記載のとおりである。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

( 質 疑 ) 質疑なし

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

## 第14号議案 宮城県特別支援教育将来構想実施計画（後期）について

（説明者：松本教育次長）

第14号議案について、御説明申し上げる。資料は63ページと、別冊及び別紙1・2である。

はじめに、別紙1を御覧願いたい。「1 策定の経緯」であるが、平成27年3月に策定した特別支援教育将来構想は、その計画期間を平成27年度から令和6年度までの10年間としており、令和2年3月で前期5か年が終了する。後期の実施計画策定に当たっては、今年度は審議会を3回開始し、2月10日に答申をいただいたところである。それを受けて、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とする実施計画を別冊のとおり策定しようとするものである。

次に、「2 後期実施計画の概要」であるが、大きく6章立てで構成している。第3章までのところで、前期の実施計画の取組内容の振り返り、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の現状と課題を整理しながら、次のページのとおり、第4章で3つの優先課題を設定している。それを踏まえて、第5章以下で令和2年度以降の取組と事業内容を整理し、事業毎に達成目標・取組方針を掲げ、評価を行うこととしている。

次に、「3 後期実施計画のポイント」であるが、個別の教育支援計画を活用した幼児期から学校卒業後までの切れ目ない支援体制の整備に加え、特別支援学校だけではなく、小学校、中学校及び高等学校等においても特別な支援を必要とする児童生徒に対する取組の実施や、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境づくりについての取組の実施をポイントとしている。

なお、別紙2として後期実施計画の考え方を1枚にまとめたものと、別冊として後期実施計画の本体をお配りしているので、併せて御確認願いたい。本実施計画に基づき、各事業の進捗状況を適正に管理しながら、特別支援教育の一層の充実を図るよう取り組んでいきたいと考えている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

（ 質 疑 ）

伊藤委員 本実施計画に基づいて事業の進捗状況を適正に管理しながら進めていくと説明があったが、後期実施計画が達成されるためには、教員の専門性向上が特に重要である。別紙2に教員の専門性向上について記載されているとおり、教員に対する研修の内容や質の確保はもとより、特定の方が研修された成果については、他の教員が共有することにより質の確保を行うことも重要であることから、この実施計画がしっかりと現場に浸透して成果が現れることを期待したい。

千木良委員 教員の専門性向上については、非常に大事であると考えている。障害のある子供のうち多くの子供は、低学年において、特に地元の特別支援学級に通学したいという要望がある。受け入れする学校においては、そのような子供を担当する教員が障害のある子供の対応を行うための専門性を有していることは大変重要なところである。また、教員に専門性等の資質がないと、自分が担当する生徒の対応のみに留まってしまい、地域における福祉等の分野との連携ができない可能性がある。こうしたことから、他の分野との連携や特別支援教育に対する資質がどの程度あるのか、といった部分も把握していかなければならないと思う。幼児教育においては、保護者が子供を幼稚園ではなく保育園に預けたいと思った時に、保育園の保育士が特別支援を必要とする子供をどの程度受け入れられるか、地域によっては受け入れするスペースがないといった課題が発生すると思う。県教育委員会としては、現状を把握するとともに、そのような課題等に対する支援をしていくことが必要であると思う。

特別支援教育課長 障害のある子供が就学前に入所する幼稚園の教員や保育所の保育士に対しては、特別支援教育の対応について、その保育士等が個別の教育支援計画を作成できるよう、来年度予算の中でガイドラインを作成する予定である。これまでも、各特別支援学校の教員がセンター的役割を担い、幼稚園や保育所からの相談に対応してきたところであり、今後も様々な機関からの相談等に対応できるよう、こうした取組を進めていきたいと考えている。

伊東教育長 （委員全員に諮って）事務局案のとおり可決する。



## 10 課長報告等

### (1) 第2期宮城県教育振興基本計画第1次アクションプラン【令和2年度版】(案)について (説明者：教育企画室長)

「第2期宮城県教育振興基本計画第1次アクションプラン【令和2年度版】(案)について」御説明申し上げます。資料は、1ページ及びA3判の「別紙1と2」並びに「別冊」である。

はじめに、資料1ページを御覧願いたい。「1 策定の趣旨」であるが、現在のアクションプランは、令和2年度までの4年間の具体的な事業の内容や期間、成果の数値目標等を示すため、「第2期宮城県教育振興基本計画」と合わせて、平成29年3月に策定した。PDCAサイクルによる進行管理を行うため、毎年度改定することとしており、今年度実施された政策評価・施策評価や第2期計画の点検及び評価を踏まえ、また、新たな事業等を反映した【令和2年度版】を策定するものである。

次に、「2 第1次アクションプランの内容」であるが、第2期計画における取組の方向性に基づき、4年間の「主な取組内容」と年度ごとの「目標値」を掲載するとともに、取組の年次計画や対象となる発達段階を示す「取組の工程表」を掲載している。また、基本方向ごとに「主な事業の一覧表」を掲載するほか、令和2年度に特に注力する事業については、それぞれの事業の概要を示す「事業イメージ図」を掲載している。

次に、「3 第1次アクションプラン掲載事業」であるが、「(1) 掲載事業数」は330事業であり、このうち令和2年度の新規事業は11事業である。新規事業については、A3判の「別紙1」に取りまとめているので、後ほど御覧願いたい。

なお、内訳を記載しているが、掲載事業330のうち、県全体の計画である「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」に掲載し、県として重点的に取り組むものとして位置づけている事業は172事業となっている。

次に、「(2) 令和2年度当初予算額」は約603億2千万円であり、令和元年度当初予算額と比較して、約86億1千万円の増額となっている。増額の主な要因としては、石巻好文館高校の建築工事が本格化することや、今年4月から的高等教育の無償化に伴い、総務部において私立専修学校への授業料等軽減補助を実施することなどによるものである。

次に、主な記載内容について、別冊の本編に基づき御説明申し上げます。別冊の4ページを御覧願いたい。第2期計画の全体体系図を掲載しており、上から「目指す姿」、5つの「計画の目標」、そして10の「基本方向」示している。アクションプランにおいては、この10の基本方向ごとに取組をまとめている。

次に、7ページを御覧願いたい。7ページ以降では、「Ⅲ 基本方向ごとの取組」について記載している。内容について「基本方向1」を例に御説明申し上げます。はじめに「1 方向性」では、第2期計画から抜粋した10年間の取組の方向性を記載している。次に、「2 第1次アクションプランにおける取組」のうち、「(1) 主な取組内容」では、4年間の主な取組内容を記載しており、新たな取組も反映した内容となっている。例として、基本方向1では、8ページの下から3つ目の項目になるが、いじめ等への対応としてスクールロイヤーを活用することや、下から2つ目の項目では不登校児童生徒への支援として学校内の居場所づくりに取り組むことについて記載している。

次に、9ページを御覧願いたい。「(2) 目標指標」では、第2期計画における目標指標の一覧表を掲載しており、今回の改定に当たり、直近の実績値を記載している。

なお、全体の目標指標については、A3判の「別紙2」に取りまとめているので、後ほど御覧願いたい。

次に、10ページの「(3) 取組の工程表」では、主な取組の年次計画や対象となる発達段階を矢印で表している。

なお、矢印の右側に記載している事業番号は、12ページの「3 令和2年度の主な事業」に掲載している事業一覧表の区分欄の番号であり、例えば、10ページの事業01番は12ページの事業01番の「志教育支援事業」が該当するものである。12ページの主な事業の表には、取組を構成する主な事業を掲載しており、事業概要や事業期間、令和2年度当初予算額、担当課室等を記載している。基本方向2以降についても、ただ今御説明した「基本方向1」と同様の構成となっているので、詳しくは後ほど御覧願いたい。

次に、100ページを御覧願いたい。10の基本方向に係る個別事業の中から「令和2年度 特に注力する事業」として21事業について、それぞれの事業の概要を示す「事業イメージ図」を掲載している。この

うち、新規・拡充事業を中心に、主なものについて簡単に事業内容を御説明申し上げます。102ページを御覧願いたい。はじめに、3番の「いじめ対策・不登校支援等推進事業」である。下段に記載のとおり、新規として不登校児童生徒等の居場所づくりの一環として、モデル校の中に「学び支援教室」を設置し、専任の学び支援教室担任教員の配置やコーディネーターの派遣を行うことで、児童生徒の学習指導や社会的自立を支援するものである。次に、103ページを御覧願いたい。5番の「みやぎ子供の心のケアハウス運営支援事業」については、支援対象市町村を現在の28市町から令和2年度は33市町村に拡充し、取組を強化するものである。次に、105ページを御覧願いたい。8番の「高等学校学力向上推進事業」については、一番下に記載の「学びの基礎づくり支援事業」が拡充対象である。内容としては、要請のあった高校に学び直しのための学習サポーターを配置し、放課後等を活用した学習支援を行うほか、配置校の中から指定校を選定し、基礎学力の定着に向けた教育課程の研究開発等を行うものである。次に、108ページを御覧願いたい。15番の「防災教育等研修事業」については、(2)の「被災地訪問型研修事業」が新規事業となっており、被災地訪問やグループワーク等を通じて、防災に関する教員の資質能力のより一層の向上を図るものである。令和2年度は新任校長を対象に実施する予定である。次に、109ページを御覧願いたい。16番の「ICTを活用した研究・研修・支援事業」、17番の「スクールサポートスタッフ配置事業」とともに教職員の働き方改革に資する新規事業である。16番は、教員の研修についてこれまでの講義形式からICTを活用した研修に転換し、教員の移動等に要する時間を縮減するもの、17番は、教員の業務支援を行うスクールサポートスタッフをモデル校に配置することで、教員の多忙化を解消し、児童生徒への指導に一層専念できる体制整備を進めるものである。これらの事業を含め、令和2年度においても、引き続きアクションプランに基づく施策等に着実に取り組み、本県教育の振興を図っていきたいと考えている。

なお、本アクションプランについては、今月中に取りまとめの上、教育企画室のホームページで公表を行う予定である。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

令和2年度版のアクションプランを改めて確認したところ、こんなにも多くの施策があることを実感した。アクションプランには、発達段階に応じた様々な事業や取組が記載されているとおり、教育現場においては、それぞれの発達段階に応じて取り組むべきことがあると思っている。また、その取組の後の対応が大切であり、例えば、学校卒業後に社会人として自立した生活を送る際に、その場で役に立つ教育も大事である。学校の対応は卒業することで終了してしまうが、卒業した後を見据えた教育が求められている。宮城県に対しては、その根幹となる志教育の取組を行っていることから、教育現場の教員が子供たちの特質を十分に捉えて、卒業後の将来に向けた教育を行うとともに、卒業後にその成果が現れて自立した生活や社会に役立つ人間に育つような教育が行われることを期待しているので、その点にも力を入れ、施策の一つ一つを実行していただくよう要望する。

小 川 委 員

別冊の108ページの「15 防災教育等研修事業」について、全ての教職員に対して、改めて防災教育の重要性を考える機会を事業として展開していくことに期待している。できるだけ地域に差が生じないようにしていただきたいと思っており、沿岸部と内陸部の対応に温度差が生じることとならないよう対応いただきたい。教職員は県内全域に異動する可能性があることから、全ての教職員が共通認識をもって対応できるよう、具体的な内容を学べる研修事業としていただきたい。

齋 藤 委 員

アクションプランを確認して、改めて多くの事業に取り組んでいることを再認識した。特に、別冊の102ページに「3 いじめ対策・不登校支援等推進事業」の拡充について、これまではケアハウスの設置など学校の外を充実させてきたことが宮城県の特徴であり、成果も上がってきたところである。今回のアクションプランでは、学校の中に支援する場ができるということは、対応が一段階上がったように認識する。

こうした取組を学校の中で行うことにより、教員の意識や子供たちの見方等、学校全

体の質の向上を行うようになったことから、これまで足りなかったことや、教員において見落としなどがあつたのではないかということなどを見直すことにより、子供たちが学校の中で立ち直っていける良いシステムになると思うので、ぜひ充実させていただきたい。ただし、学び支援教室の支援員等を募ることの難しさがあり、また、普通の支援員とは異なる部分もあると思うので、人選においては苦労があると思うので、人材の確保も併せて願います。アクションプランの内容は全体的に充実していると思う。

松本教育次長

各委員の御指摘について、一点目として、学校においては、児童生徒の個性や能力を伸ばすことは基本的に行われているが、そのベースとなる部分が、実は個性や能力を伸ばすところを支えており、学校を卒業して大人になった際に成果が現れてくると思っている。これからは、先の時代が見えない状況になっていく不安もあることから、個性や能力を伸ばす部分について、さらに力を入れていかなければならないと考えている。その一方で、その見えにくい部分をどのように教育していくか、課題もあると感じている。次に、二点目の防災教育等研修事業については、大川小学校の判決を意識して導入しているものである。今回、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い臨時休業としたが、学校を再開する際にも「学校再開ハンドブック」を活用するべきであるといった動きも出ており、様々な分野にポイントが及んでいる。職階や職種を問わず全ての教職員が同じ意識で取り組めるよう進めていきたい。三点目の学び支援教室については、子供たちや保護者の要望を把握しきれていない部分があると思っており、そのために不登校が非常に多い状況にあると思っている。今回の取組の中で見えてくる部分もあるので、そうした部分をさらに把握しながら対応していきたいと考えている。

千木良委員

新型コロナウイルス感染症の対応は、防災教育の一部に該当するのではないかと考えていた。教育現場に限らず、医療現場等においてもどのように対応すべきか、ある意味においては生きた勉強をさせられているのではないかと考えている。国内において、新型コロナウイルスの感染が大幅に拡大していない理由は、東日本大震災の時も同様であったが、日本の教育の成果として手洗いやうがいなど、ベーシックな部分の教育が生かされているのではないかという意見もある。これは裏付けがあるものではなく、確証はもてないが、このような時だからこそ、子供たちは感染症に対して生きた保健の学習をすることができるのではないかと思う。また、コロナウイルスに感染した子供がいたら、その子をいじめるようなことはあってはならないことである。手洗いなどの行為をなぜ行わないといけないのか、そうした行為により自分だけでなく家族や社会を守っていけるのかなど、発達段階に応じ十分に学び取れる部分があることを各地の報道を見て感じている。

## (2) 令和2年度宮城県公立高等学校入学者選抜（第一次募集等）の合格状況について

(説明者：高校教育課長)

「令和2年度宮城県公立高等学校入学者選抜（第一次募集）の合格状況について」御説明申し上げる。入試制度については、今年度から前期選抜、後期選抜を一本化して実施した初めての入試となる。資料は、2ページから9ページである。

はじめに、資料2ページを御覧願いたい。「1」については、記載のとおりである。

「2 総括」についてであるが、全日制課程で、募集定員14,280人に対して14,470人が受験し、受験倍率は1.01倍で、選抜の結果、合格者は12,668人であった。定時制課程では、募集定員1,000人に対して、353人が受験し、受験倍率は0.35倍、合格者は、334人であった。また、資料3ページから6ページに「3 第一次募集合格状況 学校・学科別」を掲載しているので、後ほど御覧願いたい。

資料7ページから9ページまでは「4 第二次募集実施校一覧」を掲載している。3月23日(月)に学力検査等を実施し、当日又は翌日に合格発表した。

なお、今年度入試から導入した追試験については、インフルエンザや緊急入院等により全日制において28人が受験した。定時制の追試験受験者はいなかった。また、新型コロナウイルス感染症への受験機会確保のため、3段階での対応をとることとしていたが、これによる受験者はいなかった。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) 質疑なし

### (3) 県有体育施設のネーミングライツについて

(説明者：スポーツ健康課長)

「県有体育施設のネーミングライツについて」御説明申し上げます。資料は、10ページから11ページである。

はじめに、資料10ページを御覧願いたい。「1 契約更新及び新規契約の経緯」に記載のとおり、令和2年3月31日で契約期間が満了となる県有体育施設について、現契約スポンサー企業に意向を確認したところ、全農みやぎを除くスポンサー企業から更新の意向が示されたため、当該企業との契約更新を決定するとともに、宮城スタジアムについては、新規の契約を決定したものである。また、宮城県ライフル射撃場については、平成26年度から継続して募集を行っていたが、今回、はじめて応募があり、新規の契約が決定したものである。

次に、「3 契約更新等の概要」については、資料11ページを御覧願いたい。まず、「新規契約」のうち「宮城県総合運動公園宮城スタジアム」については、「キューアンドエー株式会社」がスポンサー企業となり、名称は「キューアンドエー スタジアムみやぎ」に決定した。当該企業は、東京都渋谷区に本社、仙台市内にオペレーションセンターがあり、主にICTデジタル製品関係の訪問サポートサービス事業を行っている。また、「宮城県ライフル射撃場」については、「nex株式会社」がスポンサー企業となり、名称は「nexライフル射撃場」に決定した。当該企業は、仙台市泉区に本社があり、主に住宅の外構工事や造園工事事業を行っている。

なお、契約金額、契約期間等については、資料に記載のとおりである。

次に、「契約更新」の3施設については、いずれも現契約と同様の契約内容となる。また、このネーミングライツによる収入については、本県のスポーツ振興の経費に充当することとしている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

伊藤委員

契約を更新する施設のうち、宮城スタジアムの契約企業については、キューアンドエー株式会社が決めているが、個人的にはかなり前から当該企業を承知しており、コールセンターなどの事業も展開していると認識している。報道された情報によると、当該企業は自社の知名度向上も目的の一つとしてネーミングライツの契約を行ったようであり、こうした契約が契機となって、東京の企業が進出するきっかけになると思われるので、今回の新規契約を高く評価したい。

### (4) 県有施設等の再編に関する基本方針（最終案）について

(説明者：生涯学習課長)

「県有施設等の再編に関する基本方針（最終案）について」御説明申し上げます。資料は、12ページから13ページである。

はじめに、資料12ページを御覧願いたい。昨年12月に同基本方針の中間案について御報告させていただいたが、県では、「県有施設再編等の在り方検討懇話会」における御意見等を踏まえ、施設総量の適正化の観点等から、集約・複合化を含む所管部局を横断した県有施設等の方向性を示す「県有施設等の再編に関する基本方針（最終案）」を取りまとめた。

次に、「1 教育庁所管施設の再編方針（概要）」であるが、基本方針の最終案で集約・複合化の再編方針が示されている施設については、「③ 宮城県美術館」、「④ 宮城県婦人会館」、「⑤ エスポールみやぎ（宮城県青年会館）」となっており、右側に再編方針を記載している。「③ 宮城県美術館」については、仙台医

療センター跡地において、集約・複合化する方向で更に検討を進めることとしている。これは、現時点において、集約・複合化することを最終確定はせず、様々な御意見を伺った上で、判断することとなったものである。「④ 宮城県婦人会館」、「⑤ エスポールみやぎ」については、現エスポールみやぎの敷地において、一般財団法人宮城県青年会館が計画するエスポールみやぎの建替えに合わせ集約・複合化することとしている。

次に、「2 今後の進め方」であるが、県としては、美術館の現地改修と移転改築のメリット、デメリット等を分かりやすく整理した上で、県民の皆様等に説明する機会を設け、御意見を伺いながら検討を進めていくこととしている。

次に、資料13ページを御覧願いたい。参考1の「パブリックコメントの結果」と参考「2 要望書・意見書等」であるが、震災復興・企画部が実施したパブリックコメントについては、221件の御意見があり、その大半が美術館の移転に反対又は慎重な対応を求めるといった内容であった。要望書等については、建築関係者、宮城県芸術協会、東北大学有志等から8件を受け付け、いずれも、現在の美術館の成り立ちや立地環境、建物の価値を考慮し、移転に反対又は慎重な対応を求めるといった内容であった。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

資料12ページの「2 今後の進め方」において、「県民の皆様等に説明する機会を設け、御意見を伺いながら検討を進めていくこととしている」と記載されているが、意見の集約はいつ頃まで行う予定か伺いたい。

生涯学習課長

令和3年度の予算を検討する時期である令和2年12月末頃が一つの目処になると思っている。今後、様々な意見が出てくると思われるので、その状況に合わせて対応してまいりたい。

## 1 1 資料（配布のみ）

(1) 教育庁関連情報一覧

(2) みやぎの志教育

(3) 令和2年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（2月末現在）

(4) 第75回国民体育大会冬季大会の結果について

(5) 美術館特別展「ウィリアム・モリス～原風景でたどるデザインの軌跡」

(6) 東北歴史博物館ロゴマークの制定について

## 1 2 次回教育委員会の開催日程について

伊 東 教 育 長 次回の定例会は、令和2年4月16日（木）午後1時30分から開会する。

## 1 3 閉 会 午後3時20分

令和2年4月16日

署名委員

署名委員